

業 務 設 計 書

豊北総合支所 建設農林水産課

業 務 名	令和8年度 市道波原神田口線支障木等伐採業務
-------	------------------------

下 関 市

業 務 設 計 書										
豊北総合支所建設農林水産課										
施 工 年 度	令和8年度									
業 務 名	令和8年度 市道波原神田口線支障木等伐採業務									
業 務 場 所	下関市豊北町大字神田上 地内									
業 務 概 要	業務延長 L=100m									
	伐採 一式									
予 定 委 託 期 間 着手後 日間（令和 年 月 日から令和8年10月30日まで）										
設 計 金 額 (元 設 計 金 額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
変 更 設 計 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
変 更 請 負 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
設計用紙 下 関 市										

総括情報表

頁 C - 0003

[illegible][illegible]

＊本工事費＊

内訳表

頁C-0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本 工 事 費										X1000	
1-伐採										Y1999	
2-伐採費										Y2999	
	特殊作業員									RTPC00001	00
		3			人						
	チェーンソー損料									F1000	00
		3			台						
	8 m高所作業車損料									F2000	00
		1			台						
	信号機積込用軽トラック損料									F3000	00
		2			台						
	信号機損料									F4000	00
		1			対						
2-集積費										Y2999	

＊本工事費＊

内訳表

頁C-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	普通作業員									RTPC00002	00
		1			人						
2- 積込・運搬費										Y2999	
	普通作業員									RTPC00002	00
		1			人						
	チェーンソー損料									F1000	00
		1			台						
	2 t ダンプトラック車損料									F5000	00
		1			台						
	3 t パッカー車損料									F6000	00
		1			台						
2- 処分費										Y2999	
	処分費 木くず(伐採木) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む)									SA091	00
		190			m3						
＊＊直接工事費＊＊										単第0 -0001	表

＊本工事費＊

内訳表

頁C - 0006

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
共通仮設費（ 率分）											
＊ ＊ 共通仮設費計 ＊ ＊											
＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊											
現場管理費											
＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊											
一般管理費率 分											
一般管理費計											
＊ ＊ 工事価格 ＊ ＊											
＊ ＊ 消費税相 当額 ＊ ＊											

* 本工事費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
工事費計											

施 工 代 価 表

単第0 -0001 表

SA091

処分費

木くず(伐採木)

中間処理(余材の産廃税相当額を含む)

100

m3

当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分費	100.00	m 3			TT998
*** 合計 ***	100	m3			
*** 単位当たり ***	1	m3			
処分費(円/m3) C=1 中間処理(余材の産廃税相当額を含む)			B=5 木くず(伐採木)		

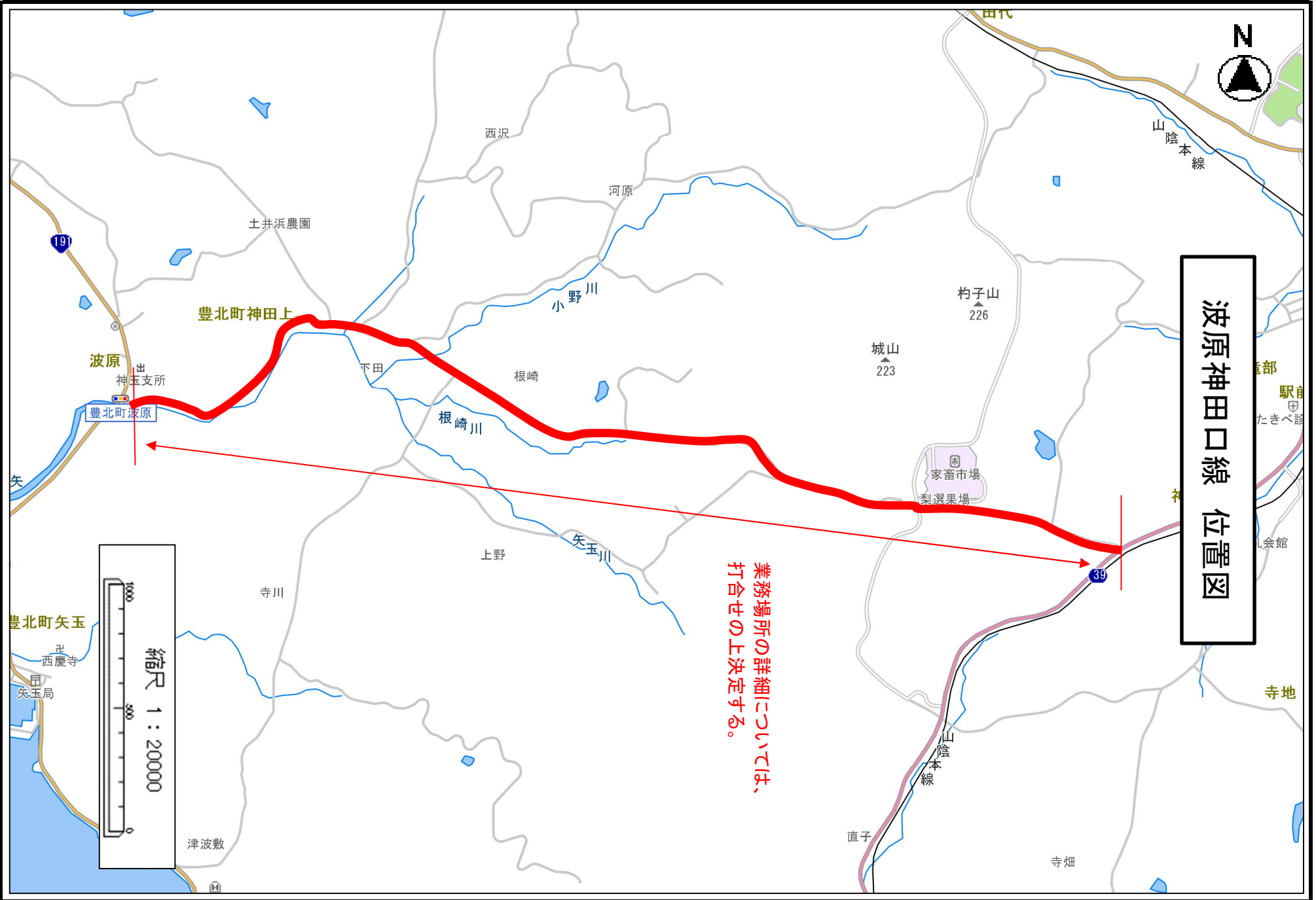
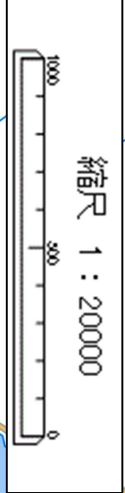
登 録 単 価 一 覧 表

コード	名称・規格 1 ・規格 2	単 位	単 価 (0. 4. 8)	単 価 (1. 5. 9)	単 価 (2. 6)	単 価 (3. 7)	特殊 集計	集計 区分
F1000	チェーンソー損料	台						
F2000	8 m高所作業車損料	台						
F3000	信号機積込用軽トラック 損料	台						
F4000	信号機損料	対						
F5000	2 t ダンプトラック車損料	台						
F6000	3 t パッカー車損料	台						



波原神田口線 位置図

業務場所の詳細については、
打合せの上決定する。



仕 様 書

- 1 この仕様書は、下関市が委託する令和８年度 市道波原神田口線支障木等伐採業務の仕様を示すものである。
- 2 業務場所
市道波原神田口線（豊北町大字神田上）
- 3 業務の内容は次のとおりとする。
 - （１）業務延長 $L = 100\text{ m}$
 - （２）市道 $H = 4.0\text{ m}$ 、 $W =$ 水路・ガードレール（歩道がある箇所は縁石まで）の支障木の伐採を実施すること。（集積、積込・運搬、処分含む）
 - （３）伐採木等の産廃処分は、再資源化を行う中間処理施設へ搬出すること。
 - （４）業務場所の詳細については、市担当者と打ち合わせの上決定する。
 - （５）通行車両及び歩行者に対する安全対策の措置を講ずること。
- 4 写真及び展開図等の整備
 - （１）施工箇所の全景及び部分、その他必要箇所を着手前及び完了後に写真撮影すること。
 - （２）写真は台帳に整理し、成果報告書に添付し提出すること。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用

すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契

約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。